

会 議 録

会 議 名	令和 7 年度第 1 回東浦町都市計画審議会	
開 催 日 時	令和 7 年 5 月 20 日（火） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 15 分まで	
開 催 場 所	東浦町役場 西会議室 1	
出 席 者	委 員	関浩二会長、秀島栄三委員、河合洋介委員、恒川渉委員、鈴木鑑一委員、中村希代美委員、鏡味昭史委員、原田正治委員、飯田光晴委員、兵藤高志委員、
	事務局	日高町長、棚瀬まちづくり部長、中嶋技監、前床都市デザイン課長、小鳥居都市デザイン課長補佐、新美都市計画係長、林主任、水野主査、竹内主事、戸田建設企画課長、山根建設係長
内 容 （ 公 開 又 は 非公開の別 ）	【審議事項】 議案第 1 号 知多都市計画道路 3・3・1 号衣浦西部線（愛知県決定）の変更について 議案第 2 号 知多都市計画道路 3・4・17 号大府半田線（愛知県決定）の変更について 議案第 3 号 知多都市計画道路 3・4・46 号健康の森線（東浦町決定）の変更について 議案第 4 号 知多都市計画道路 3・4・508 号養父森岡線（東浦町決定）の変更について 議案第 5 号 知多都市計画道路 3・5・509 号塩田線（東浦町決定）の決定について	
傍 聴 者 の 数	無し	
審 議 内 容 （ 概 要 ）	別紙のとおり	
備 考	会議録は要約	

1 開会

委員 10 名が出席しており、過半数以上となるので、会議が成立していることを確認。

2 町長あいさつ

都市計画道路養父森岡線を始めとする 5 路線の都市計画道路について、諮問、付議させていただいております。都市計画道路は、町の持続的な発展を支えるために欠かせない要素です。特に、都市の健全な発展を促し、住民の皆様が高い利便性を提供することを目的として計画されております。この道路網は都市の骨格を成すものであり、交通の円滑化を実現し、地域の生活環境を大いに向上させることが期待されています。

都市計画が私たちの生活や町に与える影響はとても大きく、その計画を立てる際には様々な視点からの議論や検討がとても大切です。委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場から幅広いご意見やご助言を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

3 会議録署名人について

会長により、恒川渉委員、飯田光晴委員を会議録署名人に指名した。

4 審議事項

事務局（東浦町まちづくり部都市デザイン課）より、議案第 1 号から第 5 号について配布資料及びスライド資料を用いて説明を行った。

< 変更内容（概要） >

養父森岡線について、交通の安全性、利便性の向上のため変更を行う。養父森岡線の変更に伴い、衣浦西部線、大府半田線、健康の森線について変更を行う。塩田線について新規追加を行う。各路線の変更内容は

衣浦西部線 変更の延長約 316m、一般部幅員 23mは変更なし、交差点部幅員 23mから 26mに変更

大府半田線 変更の延長約 236m、一般部幅員 16mは変更なし、交差点部幅員 16mから 18.5mに変更 養父森岡線 延長 3980mから 3770mに変更、一般部幅員 16mは変更なし、交差点部幅員 19mは変更なし、鉄道交差点部幅員 23mから 28.4mに変更

健康の森線 延長 2420mから 2430mに変更

塩田線 延長約 198m、森岡字南陽二区から緒川字塩田まで新規追加、標準幅員 15m、交差点部幅員 18m

< 委員からの質問及び回答 >

1 着工時期はいつか

大府半田線から森岡中町線までの整備に取り組んでいきます。現在のところ

る令和９年度からの予定です。

２ 養父森岡線の全体事業費の変更額について

大府半田線から衣浦西部線までの区間について比較すると現計画から３割程度増額予定です。

３ 設計速度を 50 km/h で設計した理由について

西側の東海市、大府市の養父森岡線についても設計速度 50 km/h で統一されており、設計速度 40 km/h に変化させると安全性が保てない恐れがあるからです。

４ ラウンドアバウトを設置した理由について

信号機の設置の必要がないことや、走行速度の抑制ができることから事故が起こりにくく安全性が向上されるためです。

５ 衣浦西部線と養父森岡線の交差点位置を変更した理由について

新規交差点を設置するよりも、既設交差点を使用したほうが交通車両に影響が少ないためです。

６ ルート検討について

未回答

< その他意見 >

ルート検討をしっかりとすべきであり、事業費増額に対する効果があるのか分かりかねる。

養父森岡線と大府半田線が平面交差から立体交差に変更することで、不便になるのではないか。納得のいく説明がない。

< 採決の結果 >

議案第 1 号 反対多数

議案第 2 号 反対多数

議案第 3 号 反対多数

議案第 4 号 反対多数

議案第 5 号 反対多数